

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講 座 の 名 称	看護師特定行為研修				
実 施 方 法	① 通学（昼間・夜間・土日）② 通信 スクーリング(回数 月1～2回程度)				
指定講座番号(15桁)	0222002	—	2220013	—	9
講 座 の 創 設 年 月 日	特定一般教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者数(6人)	修了者数（5人）	
年 月 日	令和10年9月30日まで				
訓 練 期 間	12ヶ月		総 訓 練 時 間	307.8時間	

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	看護師特定行為研修
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	共通科目の履修かつ筆記試験及び実習に合格すること。区分別科目の履修かつ筆記試験・実技試験及び実習に合格すること。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医師の判断を待たずに手順書に基づいて特定行為を行うことができる看護師として、在宅医療や慢性期医療の現場において質の高い医療・看護を効率的に提供する。

2. 教育訓練の内容

教 科（カリキュラム）	時 間	使 用 教 材 名
臨床看護過程論	13	
臨床看護活動論	12	
臨床病態生理学	31	放送大学大学院オンライン授業
臨床推論	45.1	放送大学大学院オンライン授業
フィジカルアセスメント	51.7	放送大学大学院オンライン授業
臨床薬理学	45	放送大学大学院オンライン授業
疾病・臨床病態概論	40.7	放送大学大学院オンライン授業
医療安全学／特定行為実践	53.3	放送大学大学院オンライン授業
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16	学研メディカルサポート
患者に対する実技を伴う実習(各行為5症例以上)		
合計	307.8	

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	1)看護師免許を有すること 2)看護師の免許取得後、概ね通算5年以上の看護実務経験を有すること 3)所属長(原則として所属機関の看護組織の長)の推薦を有すること
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	看護師免許
③その他	

〔特記事項〕

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況									
(1) 資格取得状況									
① 前年度の修了者数		5	人						
② ①に係る教育訓練の入講者数		6	人						
③ ②のうち目標資格の受験者数		5	人	受験率(③/②)	83.3	%			
④ ③のうち合格者数		5	人	合格率(④/③)	100.0	%			
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1		0	人						
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2		5	人						
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。									
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。									
(2) 受講修了者による講座の評価等									
① 回答者総数		5	人						
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	5	人						
	2 非正社員、派遣社員	0	人						
	3 その他の就業(自営業等)	0	人						
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計					
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	4	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 5人					
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	1	人						
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人						
④ 受講後の就業形態	1 正社員	5	人	④A: 就業者計 0人					
	2 非正社員、派遣社員	0	人						
	3 その他の就業(自営業等)	0	人						
	4 非就業者	0	人	④B: 非就業者計					
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下) 5人					
	2 1割以上3割未満増加した	0	人						
	3 1割未満増加した	4	人						
	4 変わらない	1	人						
	5 1割未満減少した	0	人						
	6 1割以上3割未満減少した	0	人						
	7 3割以上減少した	0	人						
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2	人	⑥の回答数合計 9人					
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人						
	3 社内外の評価が高まる	3	人						
	4 早期に転職・再就職できる	1	人						
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人						
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人						
	7 趣味・教養に役立つ	2	人						
	8 その他の効果	0	人						
	9 特に効果はない	0	人						
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 0人					
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人						
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人						
	4 就職していない	0	人						
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	1	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 5人					
	2 おおむね満足	2	人						
	3 どちらとも言えない	2	人						
	4 やや不満	0	人						
	5 大いに不満	0	人						
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)									
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法									
1)に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		共通科目の履修かつ筆記試験及び実習に合格すること、及び、区分別科目の履修かつ筆記試験・実技試験及び実習に合格すること。							
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		青森中央学院大学キャンパス内の講義室・実習室において、10月から4月まで、毎月1～2回程度、講義、演習及び科目修了試験を実施している。							

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		出席率80%以上、科目修了試験得点率70%以上で合格した上で、患者に対する実技を行う実習で合格判定を得ること。	
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		卒業単位を満たし、かつ、科目修了試験に合格すること。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		受講者からの質問や課題の提出をチームアプリで一元的に行い、全員の理解促進と情報共有を図っている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		修了生による講話、修了後のフォローアップ研修を実施している。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名		学校法人青森田中学園 (代表者名：理事長 石田 憲久)	
住所及び連絡先		青森県青森市大字横内字神田12番1 TEL 017-728-0121	
施設名称及び施設長名		青森中央学院大学 (施設長：学長 佐藤 敬)	
住所及び連絡先		青森県青森市大字横内字神田12番 TEL 017-728-0131	
苦情受付者	氏名 寺井 和夫 所属 事務局	事務担当者	氏名 佐藤 菜穂子 所属 看護実践センター
連絡先	TEL 017-728-0131	連絡先	TEL 017-728-0131
特定一般教育訓練経費 支払い方法	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		600,000 円
	① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	20,000 円
	② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	580,000 円 (うち、必須教材費 円)
		2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	
	③ 両方可能	① 任意の教材費(税込額)	円
		② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円
		③ 施設維持費(税込額)	円
		④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円
3. 総額 (1+2) (税込額)		600,000 円	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正にご利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められ

ていませので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。